

2020年5月15日

函南町軽井沢メガソーラーを考える会  
軽井沢区 区長 渡辺一英 殿  
ダイヤランド区 区長 吉原英文 殿  
共同代表 山口雅之 殿  
共同代表 渡辺憲章 殿

株式会社トーエネック

エネルギー事業部長 辰己 義明



軽井沢メガソーラー計画（函南案件）に関するお問い合わせについて（ご回答）

拝啓 薫風の候、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、2020年1月24日実施のお話し合いにていただきました、お問い合わせ事項の回答に対する、2020年4月1日のお電話でのお問合せ事項につきましては、添付のとおり弊社の見解をご回答申し上げます。

なお、さらにご意見・ご質問等ございましたら、書面にてご提出いただけますようお願いいたします。

以上、何卒、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

※今回のお問い合わせについては、「2020.3.13 軽井沢メガソーラー計画（函南案件）に関するお問い合わせについて（回答）」のお問い合わせ概要と回答内容にリンクさせています。

【質問①-1】

確かに法的に責任がないとは言え、社会的責任のある会社なので、結果的に地権者に対して不安を抱かせたことへの道義的責任を感じ謝罪をして当たり前ではないか。もう一度、回答をしておしてほしい。

A①-1.前回回答のとおりであり、コメントは差し控えさせていただきます。実際に土地に関する契約を行う際には、登記簿謄本、印鑑証明書等にて確認を行い地権者様にご迷惑をおかけしないように行っています。

【質問①-2】

どのような理由で地上権を設定しているのか、明確に言えば良い。なぜ隠すのか、不審でしかない。もう一度、回答をしておしてほしい。

A①-2.前回回答のとおり、当初の計画段階では事業エリアとして考えていたためです。現在は事業エリアとしておりません。

【質問②-1】

これは明確な虚偽の話であるため、BCMになぜ嘘を書いたのかというところを問いただしてもう一度、回答をしてほしい。

A②-1.前回回答のとおり、意図的に間違えたものではなく、単純なミスであると報告を受けております。

【質問②-2】

具体的に、どの地域から、いつ、説明していくというのを提案してもらわないと意味がない。

A②-2.BCMには説明会の開催を要請しており、現在アセスもふまえ準備しているところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響も考慮しなければなりませんので、具体的な提案はいたしかねます。

【質問③-1】

我々が聞いているのは個人データではなく個人情報である。個人情報の目的外利用について聞いている。適用条文が違う。

もう一度、この回答で間違いないのか確認して、ちゃんと回答すること。

A③-1.弊社としての法的見解は前回回答のとおりです。個人情報保護法違反とは考えておりません。

【質問④-1】

環境アセスの件について、これを受け入れられないというのであれば、なぜ受け入れられないのか根拠を示してほしい。

環境アセスは駿河湾まで行うという軸はブレない。それを軸にどうするか考えていくということで、もう一度、回答お願いしたい。

A④-1.環境アセスメントについては検討段階であり、現時点でお約束することはできません。

【質問⑤-1】

12月24日付で部長名にて函南町へ送っている文書について、不信感を覚える。1月22日付の函南町からトーエネックへの文書もチェックしてる。

トーエネックは、まず8条の住民説明会を行う必要がある。

函南町の条例解釈運用権は認めないので、司法の場で明らかにさせたいと思っている。トーエネックはそのような解釈運用に乗ずるつもりなのか。

複数の弁護士に見てもらったら、こんなバカな回答は出てこないの、もう少しまともな回答をしてほしい。

A⑤-1.条例の解釈については、当社として、町に対し条例の不明確箇所を確認しているところであり、住民の皆様としての条例の解釈について制定者である町が明らかにすべきことですので、ご意見、ご不明点は、函南町にお問い合わせいただきたく存じます。

【質問⑦-1】

具体的にどういう状況になったら工事を進めるのか、止めるのか文書で回答してほしい。

A⑦-1. 前回回答のとおり、環境アセスメントを適切に実施し、法令に従い住民のみなさまのご理解を得るよう努めながら対応していく所存です。工事をいつ開始するのか等は現段階ではお答えできません。

【質問⑧-1】

ブルーか函南町のどちらかが嘘をついている。協議の有無をトーエネックで函南町に確認して教えてほしい。

A⑧-1.BCM と函南町の認識が異なるようですが、前回回答のとおり、弊社は BCM から函南町と協議をした旨の報告を受けております。

以 上